

・工事請負契約に係る指名停止等の措置要領について

(平16.7.1付34-28)

理事長 から 総務人事等担当理事
募集販売本部長 あて
各支社長
各地域支社長

改正 平成16年7月16日(イ)
平成17年7月20日(ロ)
平成18年8月4日(ハ)
平成21年3月26日(ニ)
平成28年6月20日(ホ)
平成31年4月4日(ヘ)
令和2年3月26日(ト)
令和3年2月12日(チ)
令和3年3月25日(リ)
令和4年3月28日(ヌ)
令和4年8月16日(ル)
令和5年3月22日(ヲ)

標記について、別紙のとおり要領を定めたので、通知する。
この通達は、平成16年7月1日から施行する。

以 上

別紙

工事請負契約に係る指名停止等の措置要領

(指名停止)

第1 本部長等（総務を担当する理事（総務を担当する理事が置かれない場合は、総務を担当する統括役（特に命を受けた重要事項の企画を担当する統括役に限る。）。以下「総務担当理事等」という。）、本部長又は支社長をいう。以下同じ。）は、「建設業者登録要領について」（平16. 7. 1付34-1）により登録されている業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、当該登録業者について情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定めて、指名停止を行うものとする。(イ)(ホ)(ハ)(ト)(ル)

2 本部長等が指名停止を行ったときは、契約担当役（分任契約担当役を含む。以下同じ。）は、工事の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る登録業者を指名してはならない。また、指名停止に係る登録業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。(ホ)

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第2 本部長等は、第1第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき登録業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じた期間を定めて、指名停止を併せ行うものとする。(ホ)

2 本部長等は、第1第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の登録業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じた期間を定めて、指名停止を併せ行うものとする。(ホ)

3 本部長等は、第1第1項又は前2項の規定による指名停止に係る登録業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じた期間を定めて、指名停止を行うものとする。(ホ)

(指名停止期間の特例)

第3 登録業者が1の事案につき別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 登録業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは1.5倍、別表第2第12号の措置要領に該当することとなったときは2.5倍）の期間とする。(ニ)

一 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、そ

れぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

- 二 別表第2第1号から第4号まで又は第5号から第12号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第4号まで又は第5号から第12号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。(ハ)
- 3 本部長等は、登録業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。(ホ)
- 4 本部長等は、登録業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36か月を超える場合は36か月）のまで延長することができる。(ハ)(ニ)(ホ)
- 5 本部長等は、指名停止の期間中の登録業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号、前各号及び第4に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。(ハ)(ホ)
- 6 本部長等は、指名停止期間が満了した登録業者について、別表第2第12号に該当し、かつ、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができる。(ハ)(ホ)
- 7 本部長等は、指名停止の期間中の登録業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認められるときは、当該登録業者について指名停止を解除するものとする。(ハ)(ホ)

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第4 本部長等は、第1第1項の規定により情状に応じて別表各号の定めるところにより指名停止を行う際に、登録業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、指名停止期間を加重するものとする。また、別表第2第12号の措置要件にも該当することとなった場合には、指名停止の期間を更に加重するものとする。(ニ)(ホ)

一 談合情報を得た場合、又は当該本部等の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、登録業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第6号、第9号、第11号又は第12号に該当したとき。(ハ)(ホ)

二 別表第2第5号から第12号までに該当する登録業者（その役員又は使

用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であったことが明らかになったとき。(ハ)

三 別表第2第5号から第7号まで又は第12号に該当する登録業者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき。

(ハ)(ホ)(チ)

四 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第5号から第7号まで又は第12号に該当する登録業者に悪質な事由があるとき。(ハ)(ニ)

五 独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項。以下同じ。)又は談合(刑法第96条の6第2項。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第8号から第12号までに該当する登録業者に悪質な事由があるとき。(ハ)

(指名停止の申請等)

第5 本部長等は、登録業者が別表第1第1号、第2号、第4号、第5号若しくは第7号若しくは別表第2第1号、第2号、第6号、第9号、第11号若しくは第14号の措置要件に該当する場合又は機構が発注した工事に関連して別表第2第12号、第15号若しくは第16号の措置要件に該当する場合において第1第1項又は第2の規定により指名停止を行い、第3第5項の規定により指名停止の期間を変更し、若しくは第12第3項の規定により指名停止の措置対象区域を変更し、又は第3第7項の規定により指名停止を解除しようとするときは、契約審査会に付議した後、別紙様式第1又は別紙様式第2により、あらかじめ理事長の承認を得るものとする。(ハ)(ホ)

2 前項に規定する理事長への承認申請は、当該工事を発注し、又は当該贈賄を受けた機構の役職員が所属する本部等(本社、本部又は支社をいう。以下同じ。)の本部長等が行うものとする。(ホ)

3 理事長は、前2項の規定に基づく本部長等からの承認申請があった場合において、申請内容が適当と認めたときは、当該本部長等に対し、別紙様式第3により承認を与えるとともに当該承認に係る案件が他の本部等の指名停止、指名停止期間若しくは指名停止措置対象区域の変更又は指名停止の解除に関連すると認めたときは、別紙様式第4により当該他の本部長等に対し、採るべき措置を通知するものとする。(ホ)

4 本部長等は、前項の規定による理事長からの通知に基づき、指名停止、指名停止期間若しくは指名停止措置対象区域の変更又は指名停止の解除

を行うものとする。この場合において指名停止を行うときは、第1項に規定する契約審査会への付議は省略することができる。(ホ)

(指名停止の通知)

第6 本部長等は、第1第1項若しくは第2の規定により指名停止を行い、第3第5項の規定により指名停止の期間を変更し、若しくは第12第3項の規定により指名停止の措置対象区域を変更し、又は第3第7項の規定により指名停止を解除したときは、別紙様式第5又は別紙様式第6により当該登録業者に対して遅滞なく通知するものとする。(ホ)

2 前項に規定する通知は、別表第3に定める担当区域ごとに、それぞれ対応する通知担当の本部等(本社を除く。)の本部長等が行うものとする。

(ホ)

3 前2項の規定に関わらず、当該指名停止が第5第3項又は第4項に基づくものである場合は、第5第2項の規定による理事長への申請を行った本部長等が当該登録業者への通知を行うものとする。(ホ)

4 本部長等は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が当該本部等の発注した工事に関するものであるときは、登録業者から必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。(ホ)

(随意契約の相手方の制限)

第7 契約担当役は、指名停止の期間中の登録業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、独立行政法人都市再生機構会計規程(平成16年独立行政法人都市再生機構規程第4号)第51条第3項の規定に該当する場合で、やむを得ない事由があるときは、あらかじめ、別紙様式第7により理事長の承認を得て、指名停止の期間中の登録業者を随意契約の相手方とすることができる。

(下請等の禁止)

第8 契約担当役は、指名停止の期間中の登録業者が当該契約担当役の契約に係る工事の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止の報告等)

第9 本部長等(総務担当理事等を除く。以下第9において同じ。)は、登録業者が別表第1第3号、第6号若しくは第8号若しくは別表第2第3号、第4号、第5号、第7号、第8号、第10号若しくは第13号の措置要件に該当する場合又は別表第2第12号、第15号若しくは第16号(機構が発注した工事に関連するものを除く。)の措置要件に該当する場合において、第1第1項又は第2の規定により指名停止を行い、第3第5項の規定により指名停止の期間を変更し、若しくは第12第3項の規定により指名停止の措置対象区域を変更し、又は第3第7項の規定により指名停止を解除したときは、別紙様式第1の2又は第2の2により理事長に報告するとともに、総務担当理事等に報告するものとする。(イ)(ハ)(ホ)(ヘ)(ト)(ル)

2 前項に規定する報告は、別表第3に定める担当区域ごとにそれぞれ対応

する報告担当の本部等（本社を除く。以下第9において同じ。）の本部長等が行う。（ホ）

3 総務担当理事等は、第1項の規定による報告があった場合においては、当該措置対象区域における当該本部等の措置内容をもって、当該措置対象区域における本社の措置内容とするものとする。（ホ）（ト）（ル）

4 財務部長は、第1項の規定による報告があった場合において、当該報告に係る事案が他の本部等における指名停止に関連すると認めるときは、遅滞なく、当該他の本部長等に通知するものとする。（ホ）（ヲ）

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第10 本部長等は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該登録業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。（ホ）

（措置対象区域）

第11 本部長等（総務担当理事等を除く。）は、第1第1項又は第2の規定に基づき指名停止を行うときは、各本部等の業務区域（独立行政法人都市再生機構組織規程（平成16年規程第2号）第35条第1項に規定する事務の分掌及び第36条第2項に規定する業務区域をいう。以下同じ。）をもって措置対象区域（当該指名停止に係る登録業者を指名しない区域をいう。以下同じ。）とする。ただし、東日本都市再生本部及び東日本賃貸住宅本部における北海道並びに九州支社における沖縄県については、各々独立した業務区域とし、指名停止の措置事由及び当該事由の生じた地域に応じて措置対象区域とする。（イ）（ロ）（ホ）（ハ）（ト）（ル）

2 総務担当理事等は、第1第1項又は第2の規定に基づき指名停止を行うときは、当該措置事由により指名停止の措置を行う各本部等の業務区域をもって措置対象区域とする。（イ）（ホ）（ハ）（ト）（ル）

（措置対象区域の特例）

第12 本部長等は、登録業者が別表第1第3号、第6号若しくは第8号又は別表第2第3号ハ、第5号、第8号イ（逮捕等されたものが使用人の場合）若しくは第13号（建設業許可申請又は経営事項審査申請において虚偽の申請を行い、機構の登録業者となった場合を除く。）の措置要件に該当する場合は、第11の規定に関わらず、別表第4に掲げる当該事由の生じた区域の区分ごとにその対応する区域をもって措置対象区域とする。また、登録業者が別表第2第15号又は第16号の措置要件に該当する場合においても、同様とすることができる。（ハ）（ホ）（ト）

2 本部長等は、登録業者が別表第1第6号又は第8号の措置要件に該当する場合において当該登録業者の安全管理の措置の不適切な程度を勘案し、前項の措置対象区域の一部を限定して措置対象区域とすることができる。（ホ）

3 本部長等は、別表第1第6号又は第8号の措置要件に該当し指名停止の期間中の登録業者について、安全管理の措置に関し勘案すべき特別の事由

が明らかとなったときは、当該登録業者について指名停止の措置対象区域を変更することができる。(ホ)

- 4 本部長等は、別表第2第8号イ（逮捕等されたものが一般役員等の場合に限る。）の措置要件に該当する場合において、同表第2第8号ロの「業務担当区域外」を「別表第4に掲げる措置対象区域を除く業務区域」と読み替え、措置要件に加えることができる。(ト)

(その他の契約についての準用)

- 第13 この要領は、「測量業者、土質調査業者、建設コンサルタント等登録要領について」（平16. 7. 1付34-5）及び「物品購入等に係る競争参加者登録要領について」（平16. 7. 1付34-98）により登録された業者との契約の場合について準用する。

(その他)

- 第14 本部長等は、この要領により難しいときは理事長の承認を得て、この要領によらないことができる。(ホ)

以 上

別表第1 事故等に基づく措置基準(ホ)

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 当該本部等の業務担当区域（別紙に定める区域とする。以下この表、別表第2及び別表第3において同じ。）内において機構の発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。(ホ)</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上 6か月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 当該本部等の業務担当区域内において機構の契約担当役と締結した請負契約に係る工事（以下この表において「機構発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。(ホ)(ト)</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上 6か月以内</p>
<p>3 当該本部等の業務担当区域内における工事で前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「他機関発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。(ホ)(ト)</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上 3か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第1号に掲げる場合のほか、機構発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上 4か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 機構発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上 6か月以内</p>
<p>6 他機関発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上 3か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 機構発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上 4か月以内</p>
<p>8 他機関発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上 2か月以内</p>

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(ホ)

措 置 要 件	期 間
(贈賄)	
1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該本部等の業務担当区域内の機構の本部等の役職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(ホ)	逮捕又は公訴を知った日から
イ 登録業者である個人又は登録業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)	4か月以上 12か月以内
ロ 登録業者の役員(執行役員を含む。)又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者でイに掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)(ハ)	3か月以上 9か月以内
ハ 登録業者の使用人でロに掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)	2か月以上 6か月以内
2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該本部等の業務担当区域外の機構の本部等の役職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(ホ)	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	4か月以上 12か月以内
ロ 一般役員等	2か月以上 6か月以内
ハ 使用人	1か月以上 3か月以内
3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該本部等の業務担当区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(ホ)	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	3か月以上 9か月以内
ロ 一般役員等	2か月以上 6か月以内
ハ 使用人	1か月以上 3か月以内
4 次のイ又はロに掲げる者が当該本部等の業務担当区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(ホ)	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	3か月以上 9か月以内
ロ 一般役員等	1か月以上 3か月以内
(独占禁止法違反行為)	
5 当該本部等の業務担当区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)(ハ)(ホ)	当該認定をした日から 2か月以上 9か月以内

<p>6 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（第12号に掲げる場合を除く。）。(ハ)</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>イ 当該本部等の業務担当区域内における機構の契約担当役(ホ)</p>	<p>3か月以上 12か月以内</p>
<p>ロ 当該本部等の業務担当区域外における機構の契約担当役(ホ)</p>	<p>2か月以上 9か月以内</p>
<p>7 当該本部等の業務担当区域外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。(ハ)(ホ)</p>	<p>刑事告発を知った日から 1か月以上 9か月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p>	
<p>8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。(ハ)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>イ 当該本部等の業務担当区域内における他の公共機関の職員(ホ)</p>	<p>2か月以上 12か月以内</p>
<p>ロ 当該本部等の業務担当区域外における他の公共機関の職員(ホ)</p>	<p>1か月以上 12か月以内</p>
<p>9 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。(ハ)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>イ 当該本部等の業務担当区域内における機構の契約担当役(ホ)</p>	<p>3か月以上 12か月以内</p>
<p>ロ 当該本部等の業務担当区域外における機構の契約担当役(ホ)</p>	<p>2か月以上 12か月以内</p>
<p>10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。(ハ)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上 12か月以内</p>
<p>11 機構の契約担当役が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑に逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。(ハ)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 4か月以上 12か月以内</p>

<p>(重大な独占禁止法違反行為等) (ハ)</p> <p>12 機構の契約担当役、国土交通省の職員又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等で国土交通省の所掌に係るものの職員が締結した請負契約に係る工事に関し、次のイ又はロに掲げる場合に該当することとなったとき(当該工事に、その請負金額が国の政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)の適用基準額以上であるものが含まれる場合に限る。)(ハ)</p> <p>イ 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき(登録業者である法人の役員若しくは使用人又は登録業者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。)(ハ)</p> <p>ロ 登録業者である法人の役員若しくは使用人又は登録業者である個人若しくはその使用人が競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(ハ)</p> <p>(建設業法違反行為)</p> <p>13 当該本部等の業務担当区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)(ハ)(ホ)</p> <p>14 次のイ又はロに掲げる者と締結した請負契約に係る工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。(ハ)</p> <p>イ 当該本部等の業務担当区域内における機構の契約担当役(ホ)</p> <p>ロ 当該本部等の業務担当区域外における機構の契約担当役(ホ)</p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。(ハ)</p> <p>16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。(ハ)</p>	<p>刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から 6か月以上 36か月以内 (ハ)(ニ)</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上 9か月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>2か月以上 9か月以内</p> <p>1か月以上 9か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上 9か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上 9か月以内</p>
---	---

別表第3 通知及び報告担当本部等(ホ)(ヘ)(リ)(ヌ)

担 当 本 部 等	担 当 区 域
東 北 震 災 復 興 支 援 本 部	東 北 震 災 復 興 支 援 本 部 の 業 務 区 域
東 日 本 都 市 再 生 本 部	東 日 本 都 市 再 生 本 部 の 業 務 区 域
東 日 本 賃 貸 住 宅 本 部	東 日 本 賃 貸 住 宅 本 部 の 業 務 区 域
中 部 支 社	中 部 支 社 の 業 務 区 域
西 日 本 支 社	西 日 本 支 社 の 業 務 区 域
九 州 支 社	九 州 支 社 の 業 務 区 域

(注) 指名停止の措置要件に該当する者が担当本部等の登録業者でない場合は、当該者を登録業者としている本部等のうちから当該登録業者に対する各本部等の指名・契約の状況及び各本部等の業務担当区域を勘案して担当本部等を別途指定する。(ホ)

別紙 本部等の業務担当区域(ホ)(ハ)(リ)(ヌ)

本部等名	業務担当区域
東北震災復興支援本部	東北震災復興支援本部の業務区域
東日本都市再生本部	東日本都市再生本部の業務区域
東日本賃貸住宅本部	東日本賃貸住宅本部の業務区域
中部支社	中部支社の業務区域
西日本支社	西日本支社の業務区域
九州支社	九州支社の業務区域
本社	全国（指名停止の措置事由の生じた本部等の業務担当区域とする。）

(注) 業務区域とは、独立行政法人都市再生機構組織規程（平成16年独立行政法人都市再生機構規程第2号）第35条第1項に規定する事務の分掌及び第36条第2項に規定する業務区域をいう。(ロ)(ホ)(ハ)

別表第4 措置対象区域の特例(ホ)(ハ)(リ)(ヌ)

別表第1第3号、第6号若しくは第8号又は別表第2第3号ハ、第5号、第8号イ、第13号(注)、第15号若しくは第16号の措置要件に該当する事由の生じた区域(ハ)(ト)	措 置 対 象 区 域						
	本社	東北震災復興支援本部	東日本都市再生本部	東日本賃貸住宅本部	中部支社	西日本支社	九州支社
北海道	同左		同左	同左			
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	同左	同左	同左	同左			
東京都、千葉県、山梨県、神奈川県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、長野県、新潟県、富山県、石川県	同左		同左	同左			
愛知県、静岡県、岐阜県、三重県	同左				同左		
大阪府、京都府、滋賀県、福井県、奈良県、和歌山県、兵庫県	同左					同左	
岡山県、広島県、鳥取県、島根県	同左					同左	
香川県、徳島県、高知県、愛媛県	同左					同左	
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、山口県	同左						同左
沖縄県	同左						同左

(注) 建設業許可申請又は経営事項審査申請において虚偽の申請を行い、機構の登録業者となった場合を除く。(ト)

別紙様式第1(ホ)(リ)

〇〇-〇〇

理事長 殿

本部長等

登録業者の指名停止について（申請）

商号又は名称 （登録番号・地区）	
資本金（百万円）	
代表者氏名	
住 所	
登録工事種別 格付及び順位	
指名及び契約の実績	（注）

上記の登録業者については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平16. 7. 1付34-28）別表第 第 号の措置要件に該当する事実があるため、下記のとおり指名停止を行いたいので、承認されたく、申請する。

記

- 1 指名停止の期間
- 2 措置対象区域
- 3 指名停止の理由
- 4 その他

以 上

（注） 当年度及び直前2か年度の指名・契約状況を記載する。

別紙様式第1の2(イ)(ホ)(ハ)(ト)(リ)(ル)

〇〇-〇〇

理事長
総務担当理事等(注1) 殿

}

本部長等

登録業者の指名停止について(報告)

商号又は名称 (登録番号・地区)	
資本金(百万円)	
代表者氏名	
住所	
登録工事種別 格付及び順位	
指名及び契約の実績	(注2)

上記の登録業者については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領について」(平16.7.1付34-28)別表第 第 号の措置要件に該当する事実があるため、下記のとおり指名停止を行ったので、報告する。

記

- 1 指名停止の期間
- 2 措置対象区域
- 3 指名停止の理由
- 4 その他

以上

(注1) 担当理事が置かれない場合は「統括役」とする。

(注2) 当年度及び直前2か年度の指名・契約状況を記載する。

別紙様式第2(ホ)(リ)

〇〇-〇〇

理事長 殿

本部長等

指名停止期間の変更（指名停止措置対象区域の変更、指名停止の解除）について（申請）

商号又は名称 （登録番号）	
代表者氏名	
住所	
登録工事種別 格付及び順位	
指名及び契約の実績	（注）

上記の登録業者については、付〇〇〇-〇〇をもって指名停止を行ったところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の期間を変更（指名停止措置対象区域を変更、指名停止の解除）したいので、承認されたく、申請する。

記

- 1 従前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 従前の指名停止の措置対象区域
- 4 変更後の指名停止の措置対象区域
- 5 指名停止の解除日
- 6 変更（解除）の理由

以上

（注） 必要に応じ適宜項目を加除して使用するものとする。

別紙様式第2の2(イ)(ホ)(ハ)(ト)(リ)(ル)

〇〇-〇〇

理事長
総務担当理事等（注1） 殿

}

本部長等

指名停止期間の変更（指名停止措置対象区域の変更、指名停止の解除）について（報告）

商号又は名称 （登録番号）	
代表者氏名	
住所	

上記の登録業者については、 . . . 付〇〇〇-〇〇をもって指名停止を行ったところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の期間を変更（指名停止措置対象区域を変更、指名停止の解除）したので、報告する。

記

- 1 従前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 従前の指名停止の措置対象区域
- 4 変更後の指名停止の措置対象区域
- 5 指名停止の解除日
- 6 変更（解除）の理由

以上

（注1） 担当理事が置かれない場合は「統括役」とする。

（注2） 必要に応じ適宜項目を加除して使用するものとする。

別紙様式第3(ホ)

〇〇－〇〇

本部長等 殿

理事長

登録業者の指名停止（指名停止期間の変更、指名停止措置対象区域の変更、指名停止の解除）について（承認）
（対 . . . 付〇〇〇－〇〇）

標記については、申請のとおり承認する。

なお、当該登録業者については、下記の本部等においても指名停止（指名停止期間の変更、指名停止措置対象区域の変更、指名停止の解除）を行うよう通知したので、併せて通知する。

記

指名停止（指名停止期間の変更、指名停止措置対象区域の変更、指名停止の解除）を行う本部等名

以 上

（注） 必要に応じ適宜項目を加除して使用するものとする。

別紙様式第4(ホ)(ハ)

〇〇－〇〇

本部長等 殿

理事長

登録業者の指名停止（指名停止期間の変更、指名停止措置対象区域の変更、指名停止の解除）について（通知）

標記については、本部長等から別添1のとおり申請があったので、別添2のとおり承認したところであるが、本件については、貴本部等においても下記により措置されたく、通知する。

記

- 1 対象登録業者
- 2 措置要件及び措置理由
別添1記の理由により、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平16.7.1付34-28）別表第 第 号の措置要件に該当する。
- 3 指名停止期間
- 4 指名停止措置対象区域

以 上

添付書類

- 1 〇〇本部長等からの申請書（写し）
- 2 承認文書（写し）

（注） 指名停止期間の変更の場合には、変更前及び変更後の期間を、指名停止措置対象区域の変更の場合には、変更前及び変更後の措置対象区域を、指名停止の解除の場合には、当該解除日をそれぞれ記載する。

（注） 必要に応じ適宜項目を加除して使用するものとする。

別紙様式第5(ホ)

〇〇-〇〇

商号又は名称
代表者氏名 殿

独立行政法人都市再生機構〇〇本部等
本部長等

指名停止について（通知）

当機構は、貴社に対し、下記のとおり工事等請負契約に係る指名を停止したので、通知します。

また、今後の改善措置について当機構〇〇本部長等あて報告してください。
(注1) (ハ)

なお、「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」(平18. 8. 4付34-45)の定めるところにより、当職に対してこの措置について苦情申立をすることができます。この場合においては、 年 月 日までにその旨を記載した書面を提出してください。(ハ)

記

- 1 指名停止を行う本部等
- 2 指名停止の期間（注2）
- 3 指名停止の措置対象区域
- 4 指名停止の理由

以 上

(注1) 第6第4項の適用がある場合に使用する。

(注2) 指名停止を行う本部等により指名停止を行う期間が異なる場合には、それぞれ区分して記載する。

別紙様式第7(ホ)(リ)

〇〇-〇〇

理事長 殿

本部長等

指名停止期間中の登録業者との随意契約について（申請）

	工事名（工事種別）	
(1) 工事概要	施 工 場 所	
	契 約 予 定 日	
	予 定 工 期	
	契 約 概 算 額	
(2) 契約の相手方	商号又は名称 （登録番号）	
	代 表 者 氏 名	
	登録工事種別、 格付及び順位	
	指名停止の期間	. . . ~ . . . （か月間）

上記(1)の工事の請負契約については、下記の理由により、指名停止中の上記(2)の登録業者を相手方として随意契約を締結することとしたいので、承認されたく、申請する。

記

理 由 (注)

以 上

(注) 具体的に記載するものとし、根拠規定も明示する。